

1. 改正概要

- (1) 「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成 15 年 9 月 26 日国土交通省告示第 1320 号)の一部改正について

①地方運輸局長が緩和の指定ができる規定の追加（第 1 条関係）

指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等及び使用の過程にある自動車の保安基準の細目のうち、制動装置の一部の基準（細目告示第 93 条第 6 項、第 94 条第 4 項及び第 171 条第 6 項並びに第 172 条第 4 項）を地方運輸局長が緩和の指定ができる規定として追加しました。

②その他所要の改正を行いました。

- (2) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」(平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号)の一部改正について

①トレーラ・ハウスについて、用語を定義したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加しました。

➤（用語）

「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第 2 条の制限を超えているもの。

➤（基準緩和の認定を申請することができる自動車）

トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの。

②基準緩和自動車の使用者以外の者が当該自動車を使用し、関係法令等に違反して運行した場合においても、当該自動車が、基準緩和の認定に関する行政処分の対象となることを明記しました。

③その他所要の改正を行いました。

2. スケジュール

公布：平成 24 年 12 月 27 日

施行：公布と同じ